

第二章 事業実績

第1節 保健対策

1 母子保健

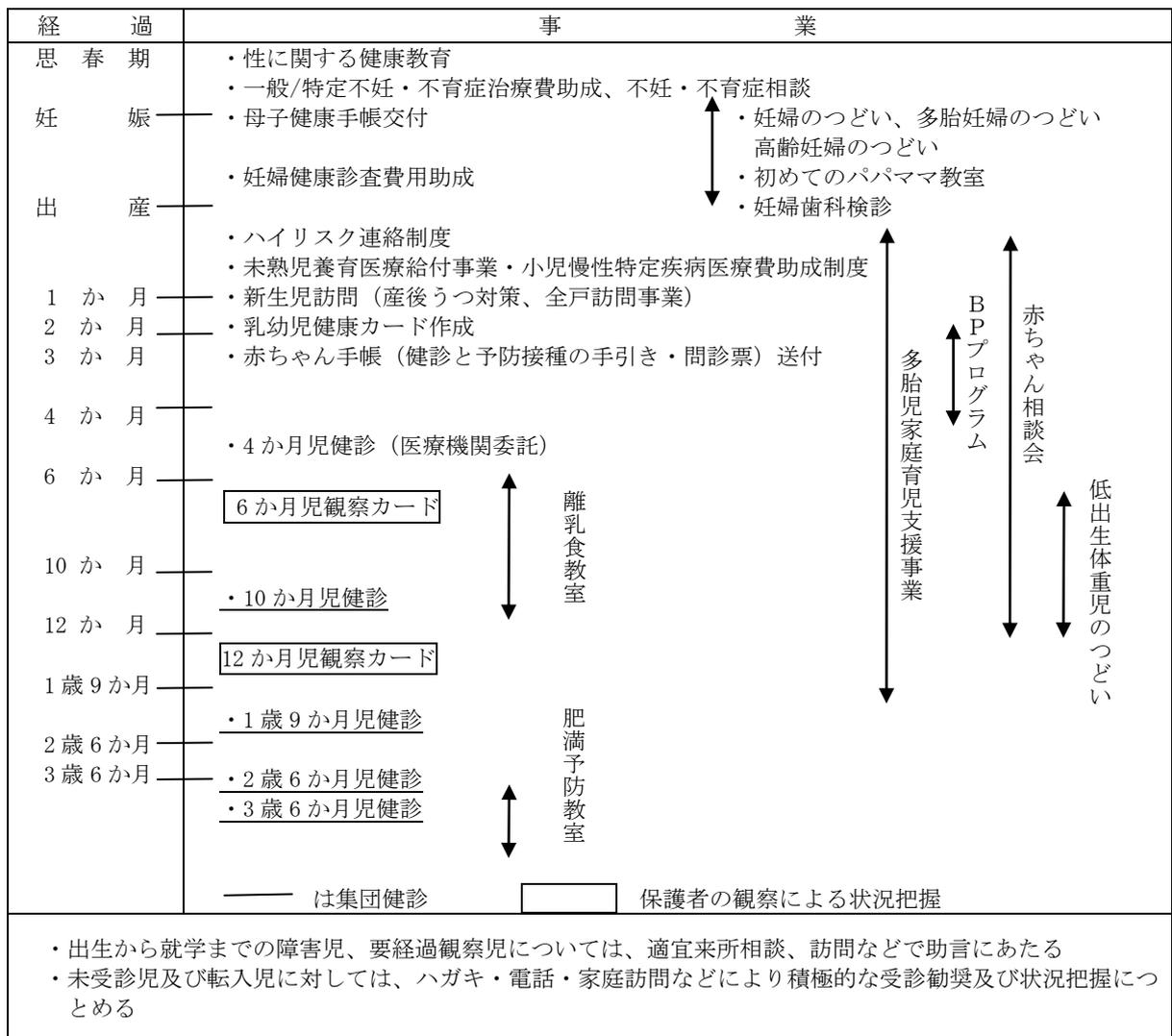
(1) 母子保健事業の概要

乳幼児健診は「**大津方式（1974年方式）**」として、「**受診もれをなくす・発見もれをなくす・対応もれをなくす**」の3つを柱に体系づけられた。健診には、早期発見、早期対応と育児支援の窓口としての機能があるが、社会情勢、生活環境の変化等に伴う育児支援ニーズの高まりを受けて、健診の充実とともに健診後のフォローの充実を図ってきた。平成9年度からは、母子保健法の改正により、すべての対人サービスは市の事業となった。養育ハイリスクや虐待の増加等の社会情勢を踏まえ、育児支援の強化の重要性から、特に育児の出発である思春期から妊娠期への対応が最重要と考え、平成10年度から「**妊婦のつどい**」を開始し、平成11年度からは少子化対策臨時特例交付金事業として「**初めてのパパママ教室**」と、中学生を対象に思春期の子どもたちへの性に関する健康教育を開始した。平成17年度には発達障害者支援法が制定され、発達障害の早期発見と支援の充実をめざし平成26年度に子ども発達相談グループを設置し、平成27年2月に子ども発達相談センターを開所した。

平成21年度からは、保健所政令市として、未熟児養育医療給付事業、小児慢性特定疾患治療研究事業、特定不妊治療助成事業が移管され、これらの事業にも取り組んでいる。

平成28年度からは各すこやか相談所に子育て世代包括支援センターを開設した。

(2) 母子保健のシステム及び事業の概要



(3) 母子健康手帳交付及び妊婦保健指導事業

昭和 57 年度から戸籍住民課と健康推進課において母子健康手帳を交付するとともに、保健師による妊婦健康相談を実施してきた。

昭和 61 年度からは、戸籍住民課での母子健康手帳の交付事務が健康推進課に移管され、総合保健センターと各支所での交付となった。

平成 4 年度以降は、健康推進課の出先機関として、すこやか相談所を市内 7 か所に順次開設し、各相談所においても、保健師による母子健康手帳交付と妊婦健康相談を実施するようになった。産婦人科医療機関との連携により、すこやか相談所への来所者が増加し、平成 28 年度は妊婦の 92.0%（前年度 91.0% 前々年度 91.3%）の来庁を受け、体調や生活に関する面談を通じて心身の健康チェックと助言を行なった。

また、平成 22 年度以降は妊娠届出書の裏面に妊婦相談票をつけ、支所発行の妊婦の状況も把握できるようになった。

平成 28 年度より、切れ目のない支援を目的に、各すこやか相談所で専門職が全妊婦と面接し、妊娠ケアプランを作成することとなった。

① 妊娠届出状況

(単位：人 (%))

満 11 週 以内	満 12 週 ～19 週	満 20～27 週	満 28 週 以上	不 詳	合 計
2,788 (95.3)	122 (4.2)	9 (0.3)	6 (0.2)	1 (0.03)	2,926 (100.0)

② 職業の有無

(単位：人 (%))

有 職	1,789 (61.1)
無 職	1,129 (38.6)
不 明	8 (0.3)
合 計	2,926 (100.0)

③ 分娩予定地

(単位：人 (%))

市 内	1,802 (61.6)
県 内	389 (13.3)
県 外	415 (14.2)
未 定	306 (10.4)
不 明	14 (0.5)
合 計	2,926 (100.0)

③ 初・経産別年齢区分

(単位：人 (%))

区分		初産	経産	不明	合計
～19		34 (1.2)	7 (0.2)	- (-)	41 (1.4)
20 代	20～24	149 (5.1)	76 (2.6)	- (-)	225 (7.7)
	25～29	469 (16.0)	320 (10.9)	- (-)	789 (26.9)
30 代	30～34	422 (14.4)	656 (22.4)	- (-)	1,078 (36.8)
	35～39	217 (7.4)	446 (15.3)	- (-)	663 (22.7)
40～		46 (1.6)	84 (2.9)	- (-)	130 (4.5)
合 計		1,337 (45.7)	1,589 (54.3)	- (-)	2,926 (100.0)

④ 指導を要する理由及び方法

(単位：件)

理由	件数
総数	1,022(915)
1 妊娠、分娩に関する疾病(異常)	
(1)貧血	1
(2)妊娠高血圧症候群	30
(3)肥満	30
(4)多胎児妊娠	92
2 妊娠及び分娩歴	
(1)若年初産	34
(2)高年初産	121
(3)不妊治療	81
3 家庭環境(注1)	250
4 その他(注2)	383

()内は実人数

(単位：件)

方法	件数
延総数	1,129
健康相談	0
電話	51
妊婦訪問	0
新生児訪問	870
妊婦のつどい	67
その他	65
妊婦健康相談のみ	76

注1 経済的な問題や母子家庭、未婚での出産、近く離婚する予定である等複雑なケース。家族を介護しながら出産や育児支援がないなどのケース、外国人で日本語の理解が不十分であるケースなどがあげられる。

注2 前回の妊娠で妊娠高血圧症候群を併発、流産、早産、急激な体重増加等、不妊治療歴あり等があげられる。妊娠に対する不安がある、母親に精神疾患がある、出産後に母子手帳を取りに来たケース、その他があげられる。
心臓疾患、腎炎、子宮筋腫、進行性股関節症などの疾病によるものも含まれる。

⑤ 母子健康手帳交付場所別交付数

区分	交付数									要フォロー者
	和邇	堅田	比叡	中	膳所	南	瀬田	保健	支所	
	すこやか	すこやか	すこやか	すこやか	すこやか	すこやか	すこやか	センター		
	113	422	287	566	338	202	761	4	233	991 (33.9)
総数	2,693									

(単位：人(%)

区分	相談数	要フォロー者
平成24年度	2,852	707 (24.7)
平成25年度	2,809	695 (24.7)
平成26年度	2,826	732 (25.9)
平成27年度	2,941	885 (30.0)
平成28年度	2,693	991 (33.9)

※すこやか相談所で母子健康手帳を交付した方には全員妊婦相談を実施している。

(4) 妊婦健康診査

近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦も見られることから、母体や胎児の健康を確保する上で、妊婦に対する保健指導及び健康診査の重要性、必要性が一層高まっている。このことより、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、平成22年度より妊婦健康診査受診券を回数券方式から基本受診券、検査受診券方式に変更した。平成25年度からは、基本受診券14枚(4,000円券8枚、3,000円券3枚、1,860円券3枚)、検査受診券10枚(48,360円分)を交付している。妊婦健診のあり方については、妊婦の利便性を考え、県内のどこでも受診できるよう、滋賀県医師会、滋賀県助産師会や滋賀県及び県内19市町と協議を重ね、基本的な妊婦健診の1回の受診料金を定めている。

- ① 実施方法 滋賀県医師会、滋賀県助産師会に委託
- ② 実施内容 妊婦健康診査(妊婦1人につき基本受診券14枚、検査券10枚)

<検査項目> 基本受診券：問診および診察、血圧・体重測定、尿検査

検査券：超音波検査、血液検査、子宮頸がん検査、B群溶血性球菌検査、クラミジア検査

妊婦一般健康診査

(単位：人)

受診券 (別冊)交付数	受診延人員	指導区分結果別延人員		
		異常なし	要指導	要精査
2,889	33,768	33,331	427	10

(5) 新生児訪問

新生児、乳児の発育・生活・環境・疾病予防など、育児上必要な事項について家庭訪問をし、適切な指導を実施し、異常の早期発見、治療等についての助言をするとともに、母親の心身の健康状態の観察を行い、家庭内で育児が円滑に行えるよう指導することを目的とする。対象者については、母子手帳添付の新生児訪問依頼書（はがき）等により把握し、実施する。また、平成22年1月より「大津っ子みんなで育て愛全戸訪問事業」が開始されたことに伴い、子育て総合支援センターで実施している乳児家庭全戸訪問事業と連携を図っている。平成28年度より産後6週を目処に受診勧奨を実施。

区分	第〇子			出生場所				訪問者		合計
	1	2	3子以降	病院	診療所	助産院	他	保健師	助産師等	
大津市	1,007	884	332	807	1,414	2	0	536	1,687	2,223
里帰り (大津市外)	130	30	8	78	90	0	0	23	145	168
合計	1,137	914	340	885	1,504	2	0	559	1,832	2,391

区分	訪問結果		援助内容							
	発育 順調	要援助	赤相	4か月	再訪問	電話	要連絡	受診 勧奨	管理中	その他
大津市	1,306	917	56	433	162	274	0	11	104	153
里帰り (大津市外)	69	99	0	0	0	0	87	1	13	4
合計	1,375	1,016	56	433	162	274	87	12	117	157

新生児訪問依頼数 2,391 件

(6) 赤ちゃん手帳

誕生から幼児期までの間の一貫した健康診査を実施するため、健診の問診票、発達の大切な時期に家庭での様子を観察し郵送するための育児記録観察カード、各月齢の育児に対するアドバイス、離乳食の進め方などを一冊にした赤ちゃん手帳を、生後2か月の時期に送付している。

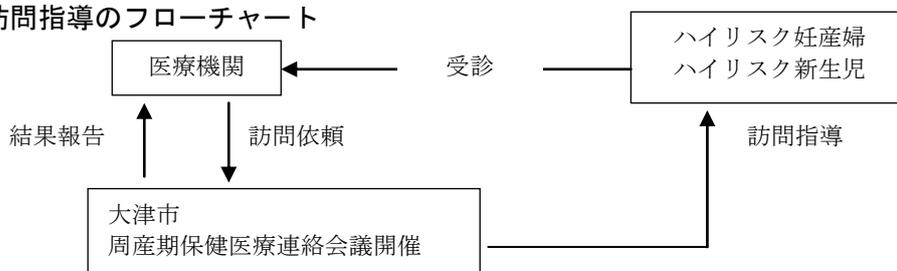
(7) ハイリスク妊産婦・新生児援助事業

ハイリスク妊娠（母児のいずれかまたは両者に重大な予後が予測される妊娠）や未熟児等のハイリスク児を早期に把握し、保健と医療の連携による効果的な保健管理体制の下で適切な母子保健サービスを提供することを目的として実施している。

この事業は滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の改正により、「母子保健法第18条の規定による低体重児の届け出の受理」「母子保健法第19条第1項の規定による未熟児の訪問指導」「母子保健法第19条第2項において準用する同法第11条第2項の規定による訪問指導」について権限が移譲され、平成19年4月から開始した。

また、平成21年4月からは、周産期保健医療連絡会議については滋賀県からの委託事務として本市で開催し、関係者がハイリスク妊産婦・新生児の状況を共有し、より良い支援のための連携のあり方等について検討する機会となっている。

① 訪問指導のフローチャート



② 連絡実績

(単位：件)

区 分		妊婦	産婦	新生児	母児とも	計
市内	大津赤十字病院	21	24	31	115	191
	大津市民病院	39	43	11	67	160
	滋賀医科大学医学部附属病院	4	13	19	33	69
	青木レディースクリニック	-	3	-	1	4
	竹林ウィメンズクリニック	-	6	1	1	8
	桂川レディースクリニック	-	4	-	6	10
	木下産婦人科	-	1	-	1	2
	浮田クリニック	4	11	4	18	37
	松島産婦人科	-	1	-	1	2
	計	68	106	66	243	483
市外	高島市民病院	-	-	-	1	1
	草津総合病院	1	-	-	1	2
	近江八幡市立総合医療センター	-	-	1	2	3
	済生会滋賀県病院	-	-	-	2	2
	ちばレディースクリニック	-	1	3	-	4
	長浜赤十字病院	-	-	-	2	2
	公立甲賀病院	-	2	-	-	2
	南草津野村病院	-	1	-	3	4
	清水産婦人科	1	1	-	-	2
	坂井産婦人科	-	-	-	1	1
	神野レディースクリニック	1	1	-	-	2
計	3	6	4	12	25	
県外	新潟県立中央病院	1	1	-	-	2
	土浦協同病院	-	-	-	1	1
	東京医科大学病院	-	-	-	2	2
	武蔵野赤十字病院	-	-	-	1	1
	伊勢赤十字病院	-	-	1	-	1
	京都第一赤十字病院	-	1	-	5	6
	京都府立医科大学附属病院	-	-	-	1	1
	京都大学医学部附属病院	-	-	1	2	3
	日本パプテスト病院	-	-	1	-	1
	京都市左京保健センター（自治体）	1	-	-	-	1
	国立循環器病研究センター	-	1	-	-	1
	市立豊中病院	-	1	-	-	1
	大阪医科大学附属病院	-	-	-	1	1
	大阪市立十三市民病院	-	1	-	-	1
	大阪市立総合医療センター	-	-	1	-	1
	赤井マタニティクリニック	-	1	-	-	1
	近畿大学医学部奈良病院	-	-	1	-	1
	兵庫県立尼崎総合医療センター	-	-	-	1	1
姫路聖マリア病院	1	-	-	-	1	
愛媛県立新居浜病院	-	-	-	1	1	
合計	74	118	75	270	537	

③ 主な連絡理由（重複あり）

1) 妊婦 (単位：件)

妊娠高血圧症候群	4
体重増加・貧血・尿糖高血圧など	6
切迫流産・早産	14
多胎	7
身体疾患	6
精神疾患	17
若年妊婦	13
高年妊婦	2
知的障害	0
外国籍の妊婦	7
未婚（シングルマザー）	28
家庭環境問題	44
経済的問題	27
定期健診未受診	12
特定妊婦	35
その他	23
合計	245

2) 産婦 (単位：件)

妊娠高血圧症候群	27
身体疾患	92
若年初産婦	12
若年経産婦	2
高年初産婦	14
高年経産婦	8
精神疾患	88
知的障害	1
育児不安大	134
マタニティーブルー	4
外国籍の産婦	15
未婚（シングルマザー）	38
家庭環境問題	180
身体障害	0
経済的問題	30
その他	245
合計	890

3) 新生児 (単位：件)

低出生体重児	件数
2,000 g 以上～2,500 g 未満	100
1,500 g 以上～2,000 g 未満	30
1,000 g 以上～1,500 g 未満	18
1,000 g 未満	16
小計	164

多胎	64
新生児仮死	30
感染症	15
染色体異常	8
心疾患	17
先天奇形	23
身体的問題	318
合計	639

4) 主な支援状況 (単位：件)

初回支援方法（実）	訪問	404
	面接・相談	11
	電話	13
	他市に転送	19
	その他	4
	カンファレンス（再掲）	7
	計	458
継続支援方法（延）	訪問	117
	電話	111
	健診	188
	他市に申し送り	60
	終了	38
	その他	41
	計	555

(8) 低出生体重児のつどい（プチキッズ）

低出生体重児の子育てに関する情報の提供や保護者同士の交流を図ることにより、育児不安の軽減と育児の孤立化を予防し、子どものすこやかな成長に資するとともに、地域で安心して生活できるように支援することを目的として実施している。この事業はハイリスク妊産婦・新生児支援事業の一環として、平成19年度から滋賀県大津保健所との共催で開始し、平成20年度からは本市が実施している。

① 対象

平成27年～28年度生まれで、出生時の体重がおおむね1,800グラム未満、または在胎週数が32週未満の0歳～1歳6か月の乳幼児とその保護者67組。

② 内容

小児科医師等による講話、保護者同士の交流と仲間づくり、相談、親子遊び等

③ 参加人数

第1回 親子ふれあい遊び・グループトーク・医師等のひとことアドバイス 3組6人

第2回 親子ふれあい遊び・グループトーク・医師等のひとことアドバイス 3組7人

(9) 未熟児養育医療給付事業

この事業は滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の改正により、滋賀県から権限が本市に移譲され、平成19年4月から開始した。平成21年度からは、大津市保健所開設に伴い母子保健法第20条第4項の規定による養育医療の給付及び母子保健法第21条第4項の規定による養育医療の給付に要する費用の全部または一部についてその扶養義務者からの費用の徴収を実施している。

① 目的

未熟児は正常な新生児に比べて生理的に未熟で、疾病にもかかりやすく、その死亡率は高率であるばかりでなく、心身の障害を起こすことも多いことから、生後速やかに適切な処置を講ずることが必要である。このため、医療を必要とする未熟児に対しては、国及び大津市は養育に必要な医療の給付を行う。

② 概要

厚生労働大臣の指定する病院もしくは診療所または薬局に委託して養育医療の給付を行うが、社会保険各法の負担分を控除した額を前年所得に応じて、国と市が公費負担する。

③ 対象

母子保健法第6条第6項に規定する未熟児であって、医師が入院養育を認めたもの。

④ 給付状況

給付実人数 102人

(10) 乳幼児健診

① 乳幼児健診活動の沿革

本市における乳幼児健診は、母子保健法、児童福祉法の制定とともにその理念に基づいて実施してきた。全国に先駆けて、心身両面の健康保持、増進のために精神発達診断の方法を乳幼児健診に導入し、子どもの発達する姿を科学的にとらえて、健診時期や内容の検討、充実を図ってきている。昭和49年、乳幼児健診は「大津方式(1974年方式)」として体制を整え、個人ごとに出生から就学までを一貫して把握できる「乳幼児健康カード」を作成し、受診もれ、発見もれ、対応もれをなくすことを大きな柱として実施している。さらに、昭和50年には、脳性麻痺、中枢性協調障害などの運動障害の早期発見の指標として、ボイタ法の診断方法を取り入れ、早期対応へと結びつけるようになった。そして障害乳幼児対策は、「大津方式(1975年方式)」として医療・訓練・療育を結びつけ、障害乳幼児の生活と発達の保障を目指した取組が確立された。健診時期は、問題や疾病、障害などが発見されやすく、その後の対応が手遅れにならない時期を設定し、専門家によるチーム(医師・歯科医師・保健師・発達相談員・歯科衛生士・栄養士)によって具体的な援助、指導を行っている。さらに健診を実施者側からの一方的なものでなく、保護者とともに子どもを育てていくという考えから、乳幼児健康カードに加えて赤ちゃん手帳を作成し、保護者等の観察と育児の経過も把握できるようにしている。

近年は社会情勢、生活環境の変化、市外からの転入の増加などから育児支援のニーズが高まってきており、育児支援の視点から健診内容の充実を図っている。さらに発達障害者支援法施行(平成17年度)後は、発達支援を要する児について、早期発見と発達支援としての健診後のフォローの一層の充実を図っている。大津市の課題(相談窓口が複数に跨っている、児の年齢により支援機関が異なる、専門医・専門医療機関が不足している)を解決するために、子ども発達支援の拠点の必

要性を念頭に、平成 24 年度から関係機関と様々な協議を重ねてきた。その結果、相談・支援・診断の一元化を目指し、平成 27 年 2 月に子ども発達相談センターを開設した。

このことに伴い、健康推進課と共催で実施していた発達支援療育事業 3 広場を子育て支援センター一主管に、健康推進課主管で実施していた療育前早期対応親子教室をやまびこ総合支援センター一主管に、平成 26 年度より移管した。

② 健診の実施時期・回数・場所・対象者

健診	対象者	時期	回数	場所	料金
4 か月児健診	満 4 か月～ 6 か月未満児	随時 登録医療機関の診療日		市内登録医療機関 (病院、医院)	無料
赤ちゃん相談会	0 歳児	受付時間 第 4 火曜日 PM1:15～2:00 第 1 水曜日 AM9:40～10:20 第 1 金曜日 AM9:40～10:20 第 2 水曜日 AM9:40～10:20 第 1 金曜日 PM1:30～2:00	1 回/月 1 回/月 1 回/月 1 回/月 1 回/月	総合保健センター 和邇すこやか相談所 南すこやか相談所 堅田市民センター 瀬田市民センター	無料
10 か月児健診	該当月 満 10 か月～ 1 歳 6 か月児	受付時間 第 1～3 火曜日 AM9:15～10:00 第 1 水曜日 AM9:00～9:40 第 1 金曜日 AM9:00～9:40 第 2 水曜日 AM9:00～10:20 第 3 水曜日 AM9:30～10:15 PM1:15～2:00	3 回/月 1 回/月 1 回/月 1 回/月 1 回/月	総合保健センター 和邇すこやか相談所 南すこやか相談所 堅田市民センター 瀬田公園体育館	無料
1 歳 9 か月児健診	該当月 満 1 歳 9 か月～ 2 歳 4 か月児	受付時間 第 1～3 木・第 4 火曜日 AM9:15～10:00 第 4 木曜日	4 回/月 1 回/月	総合保健センター 和邇すこやか相談所	400 円
2 歳 6 か月児健診	該当月 満 2 歳 6 か月～ 3 歳 0 か月児	受付時間 第 1～3 木曜日 PM1:15～2:30 第 1 水曜日	3 回/月 1 回/月	総合保健センター 和邇すこやか相談所	400 円
3 歳 6 か月児健診	該当月 満 3 歳 6 か月～ 4 歳 0 か月児	受付時間 第 1～3 火・第 4 水曜日 PM1:15～2:00 第 4 木曜日	4 回/月 1 回/月	総合保健センター 和邇すこやか相談所	400 円

※1 4 か月児健診については、6 か月未満を対象とし、それ以降は赤ちゃん相談会での受診を勧めている

※2 10 か月児健診については、満月齢で受診してもらうよう周知している

※3 1 歳 9 か月児健診・2 歳 6 か月児健診・3 歳 6 か月児健診については、生活保護世帯・市民税非課税世帯に対し、料金を免除している。

③ 乳幼児健診後指導システム

疾病、傷病や障害の軽減を中心に、また育児や発達の相談を加え、福祉や教育と連携してすべての子どものすこやかな発達を保障することを目的に進めている。

④ 乳幼児健診結果

乳幼児健診の結果表の見方

「要援助」	児の問題によるものだけでなく、保育環境や育児者の主訴によるものも含まれる
「要観察」	経過をみる必要のあるもので、以下のような方法で観察の必要なもの 観察カードチェック、赤ちゃん相談会、電話、健康相談、訪問、再診、 次の健診でチェック、育ち合い広場事業、発達支援療育事業、地域療育、 保育園巡回発達相談、その他
「要精査」	精密検査が必要で他機関に紹介状を発行するもの
「要医療」	医療機関を受診するよう勧めたもの
「管理中」	既に医療機関や療育機関等でフォローされているもの

1) 4か月児健診

疾病の早期発見・早期対応を目的に委託個別健診方式にて実施している。平成7年度までは委託個別健診方式により3か月児健診と直営集団方式により4か月児健診を実施していたが、平成9年度からの母子保健法改正を見越して母子保健体制の再構築を検討した結果、平成8年度から3か月児健診を取りやめ、4か月児健診を登録医療機関に委託して実施している。

A. 受診状況及び結果

(単位：人(％))

対象者数	受診者数			受診結果		援助内訳（重複あり）			
	対象受診者	その他	市外受診	発育順調	要援助	紹介しました	当院で経過観察中	治療・管理中	赤ちゃん相談会へ
2,818 (100.0)	1,832	934	-	2,184 (79.0)	582 (21.0)	51	300	229	17
	2,766 (98.2)					597（延人数）			

B. 要継続援助内容

(単位：人)

区	分	紹介 しました	当院で経 過観察中	治療・ 管理中	赤ちゃん 相談会へ	合計 (延人数)	
身体的問題	発育問題	2	38	3	8	51	
	未熟児・SFD	-	12	6	-	18	
	小児科	神経系	-	-	-	-	-
		心臓	9	5	32	-	46
		運動発達	4	79	4	6	93
		その他	2	40	33	1	76
	整形外科	股関節	21	3	5	1	30
		四肢	2	1	-	-	3
		その他	-	2	2	-	4
	眼科	視機能	-	-	-	-	-
		その他	6	2	3	1	12
	耳鼻咽喉科	聴力	-	1	1	-	2
		その他	-	1	1	-	2
	泌尿器科	-	5	6	-	11	
	皮膚科	4	134	141	1	280	
その他	1	3	5	-	9		
先天異常	-	1	1	-	2		
精神発達	-	1	-	-	1		
保育環境問題	生活習慣	-	-	-	-	-	
	育児力の問題	-	-	-	-	-	
	健康問題	-	-	-	-	-	
	栄養・食事問題	-	-	-	-	-	
	その他	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-		
合計(延人数)		51	328	243	18	640	

C. 身体発育状況

ア. カウプ指数

(単位：人(％))

区分	受診者	13未満	13以上 15未満	15以上 18未満	18以上 20未満	20以上	測定不能
総数	2,766 (100.0)	8 (0.3)	164 (5.9)	1,780 (64.4)	695 (25.1)	119 (4.3)	0 (0)

イ. 低出生体重児

(単位：人(％))

区分	受診者	1000g未満	1000g以上 1500g未満	1500g以上 2500g未満	2500g以上
総数	2,766 (100.0)	6 (0.2)	4 (0.1)	183 (6.6)	2,573 (93.1)

D. 4か月児健診時点での栄養方法

(単位：人(％))

区分	受診者	母乳	混合	人工	不明
総数	2,766 (100.0)	1,611 (58.3)	784 (28.3)	332 (12.0)	39 (1.4)

2) 10か月児健診

集団としてはじめての健診である。 幼児期への移行期における心身の発達及び育児上の問題の早期発見、治療と育児支援、むし歯予防を目的に健診と相談を実施している。

A. 受診状況及び結果

ア. 初診

(単位：人(％))

対象者数	受診者数		受診結果		援助内訳(重複あり)			
	対象受診者	対象外受診者	発育順調	要援助	要観察	要精査	要医療	管理中
2,949 (100.0)	1,163	1,709	1,439 (50.1)	1,433 (49.9)	1,387	26	0	65
	2,872 (97.4)				1,478(延人数)			

イ. 再診

(単位：人)

受診者数	受診結果		援助内容(重複あり)		
	発育順調	要援助	要観察	要医療	管理中
6	1	5	5	-	-

B. 要継続援助内訳(初診)

(単位：人)

区 分		要観察	要精査	要医療	管理中	合計(延人数)	
身体的問題	発育問題	不良	91	2	-	5	98
		急増	9	1	-	-	10
		肥満	-	-	-	-	-
		低身長	14	1	-	-	15
	未熟児・SFD		-	-	-	1	1
	小児科	神経系	-	1	-	-	1
		心臓	1	-	-	27	28
		運動発達	323	4	-	6	333
		その他	6	1	-	5	12
	整形外科	股関節	1	3	-	2	6
		四肢	-	2	-	2	4
		その他	-	2	-	1	3
	眼科	視機能	-	-	-	-	-
		その他	2	3	-	1	6
	耳鼻咽喉科	聴力	10	2	-	4	16
		その他	-	-	-	-	-
泌尿器科		-	3	-	6	9	
皮膚科		-	1	-	1	2	
その他		3	-	-	5	8	
先天異常		-	-	-	-	-	
精神発達		1,338	1	-	1	1,340	
保育環境問題	生活習慣	3	-	-	-	3	
	育児力の問題	42	-	-	-	42	
	健康問題	2	-	-	-	2	
	栄養・食事問題	17	-	-	-	17	
	その他	15	-	-	-	15	
その他		5	-	-	-	5	
合計(延人数)		1,882	27	-	67	1,976	

C. 経過観察方法

(単位：人)

区分	受診者数	要経過観察者	要経過観察方法内訳（延人数）										保育問題
			再診※1	訪問	健康相談	子育て教室	次の健診	地域療育	赤ちゃん相談会	観察カード	ひよっこ	その他※2	
総数	2,872	1,387	321	31	55	1	444	-	505	397	-	68	75

※1 再診については、健診での再診及び個別相談も含む

※2 その他の内訳：学区フォロー、電話等

D. 身体発育状況（カウプ指数）

(単位：人（％）)

区分	受診者	13未満	13以上 15未満	15以上 18未満	18以上 20未満	20以上	測定不能
総数	2,872 (100.0)	9 (0.3)	158 (5.5)	2,145 (74.7)	525 (18.3)	32 (1.1)	3 (0.1)

E. アレルギーについての心配、治療の有無について

(単位：人)

アレルギーについて心配がある			アレルギーについて心配はない			不明
治療中	治療していない	未記入	治療中	治療していない	未記入	
302	412	47	48	977	879	55

3) 赤ちゃん相談会

平成8年度から乳児健診で経過観察が必要な児に対する相談及び1歳までの赤ちゃんをもつ保護者に対し発達、育児、栄養などの相談、支援の場として設置している。

A. 受診状況及び結果

ア. 初診

・月齢別受診者内訳

(単位：人（％）)

受診者数	0～4か月未満	4～10か月未満	10か月～1歳未満	1歳以上
460(100.0)	57(12.4)	244(53.0)	39(8.5)	120(26.1)

・受診動機と結果

(単位：人（％）)

受診者数	受診動機						受診結果		援助内訳（重複あり）			
	医師勧奨	希望者	未健転入	10か月の再診	勧奨者	その他	順調	要援助	要観察	要精査	要医療	管理中
460 (100.0)	9 (1.9)	246 (53.5)	7 (1.5)	61 (13.3)	133 (28.9)	4 (0.9)	206 (44.8)	254 (55.2)	243	12	2	7
									264（延人数）			

イ. 再診

(単位：人（％）)

受診者数	受診結果		援助内訳（重複あり）			
	順調	要援助	要観察	要精査	要医療	管理中
373 (100.0)	177 (47.5)	196 (52.5)	192	12	0	5
			209（延人数）			

B. 要継続援助内訳（初診）

（単位：人）

区分		要観察	要精査	要医療	管理中	合計（延人数）	
身体的問題	発育問題	不良	32	1	-	-	33
		急増	-	-	-	-	-
		肥満	2	-	-	-	2
		低身長	4	-	-	-	4
	未熟児・SFD		-	-	-	-	-
	小児科	神経系	2	-	-	-	2
		心臓	-	-	-	3	3
		運動発達	95	4	-	-	99
		その他	5	3	-	2	10
	整形外科	股関節	2	2	1	1	6
		四肢	-	-	-	-	-
		その他	1	-	-	1	2
	眼科	視機能	-	-	-	-	-
		その他	1	-	-	-	1
	耳鼻咽喉科	聴力	2	-	1	-	3
		その他	-	-	-	-	-
	泌尿器科		-	1	-	-	1
	皮膚科		-	-	-	-	-
	歯科		1	-	-	-	1
	その他		1	1	-	-	2
先天異常		-	-	-	-	-	
精神発達		155	-	-	-	155	
保育環境問題	生活習慣	1	-	-	-	1	
	育児力の問題	9	-	-	-	9	
	健康問題	4	-	-	-	4	
	栄養・食事問題	10	-	-	-	10	
	その他	4	-	-	-	4	
その他		-	-	-	-	-	
合計（延人数）		331	12	2	7	352	

C. 経過観察方法（初診）

（単位：人）

区分	受診者数	要経過観察者	要経過観察方法内訳（延人数）										保育問題
			再診※1	訪問	健康相談	子育て教室	次の健診	地域療育	赤ちゃん相談会	観察カード	ひよっこ	その他※2	
総数	460	243	15	7	22	-	126	1	132	2	-	17	24

※1 再診については、赤ちゃん相談会での再診及び個別相談も含む

※2 その他の内訳：学区フォロー、電話等

4) 1歳9か月児健診（歯科健診を含む）

1歳半の発達の節目をしっかりと越えているか、また、基本的な日常生活の自立に向けての挑戦が豊かになされているかを確認するとともに、早期におけるむし歯予防を目的に、健診と相談を実施している。

A. 受診状況及び結果（初診）

（単位：人（%））

対象者数	受診者数		受診結果		援助内訳（重複あり）			
	対象受診者	対象外受診者	発育順調	要援助	要観察	要精査	要医療	管理中
3,074 (100.0)	1,727	1,206	1,440	1,493	1,458	50	4	63
	2,933(95.4)		(49.1)	(50.9)	1,575（延人数）			

B. 要継続援助内訳（初診）

（単位：人）

区分		要観察	要精査	要医療	管理中	合計（延人数）	
身体的問題	発育問題	不良	64	3	-	-	67
		急増	3	-	-	-	3
		肥満	39	-	-	-	39
		低身長	96	9	1	4	110
	未熟児・SFD		-	-	-	1	1
	小児科	神経系	2	1	-	8	11
		心臓	-	1	-	13	14
		運動発達	8	3	-	6	17
		その他	3	2	1	7	13
	整形外科	股関節	-	2	-	-	2
		四肢	-	10	-	1	11
		その他	-	1	-	1	2
	眼科	視機能	-	3	-	-	3
		その他	-	5	-	5	10
	耳鼻咽喉科	聴力	1	1	-	6	8
		その他	-	-	-	1	1
	泌尿器科		1	3	-	7	11
皮膚科		-	-	-	-	-	
その他		5	4	2	5	16	
先天異常		-	-	-	2	2	
精神発達	発達全体	1,553	2	-	5	1,560	
	ことば	2	-	-	-	2	
	社会性	-	-	-	-	-	
	その他	-	-	-	-	-	
保育環境問題	生活習慣	2	-	-	-	2	
	育児力の問題	15	-	-	-	15	
	健康問題	3	-	-	-	3	
	栄養・食事問題	6	-	-	-	6	
	その他	24	-	-	-	24	
その他		-	-	-	-	-	
合計（延人数）		1,827	50	4	72	1,953	

C. 経過観察方法及び肥満度 15%以上のもの

（単位：人）

区分	受診者数	要経過観察者	要経過観察方法内訳（延人数）									保育問題	肥満度 15%以上
			再診 ※1	訪問	健康相談	子育て教室	次の健診	パンダ教室	地域療育	電話	その他 ※2		
総数	2,933	1,458	42	249	24	-	1,096	-	-	83	48	44	194

※1 再診については、健診での再診及び個別相談も含む

※2 その他の内訳：学区フォロー、電話等

5) 2歳6か月児健診（歯科健診を含む）

乳歯列が完了する時期をとらえて、むし歯予防を行うとともに育児についての主訴に対応するため、歯科健診と個別相談を実施している。

A. 受診状況及び結果（初診）

（単位：人（%））

対象者数	受診者数		受診結果		援助内訳（重複あり）			
	対象受診者	対象外受診者	発育順調	要援助	要観察	要精査	要医療	管理中
3,033 (100.0)	1,795	951	1,764 (64.2)	982 (35.8)	932	8	2	62
	2,746 (91.0)				1,004（延人数）			

B. 要継続援助内訳（初診）

（単位：人）

区 分		要観察	要精査	要医療	管理中	合計（延人数）	
身体的問題	発育問題	不良	14	1	-	5	20
		急増	1	1	-	-	2
		肥満	22	1	-	-	23
		低身長	12	1	2	3	18
	未熟児・SFD		-	-	-	-	-
	小児科	神経系	1	-	-	2	3
		心臓	-	-	-	6	6
		運動発達	2	-	-	1	3
		その他	3	-	-	3	6
	整形外科	四肢	1	-	-	4	5
		その他	-	-	-	2	2
	眼科	視機能	-	-	-	-	-
		その他	3	1	-	4	8
	耳鼻咽喉科	聴力	-	3	-	-	3
		その他	-	-	-	-	-
	泌尿器科		-	-	-	2	2
皮膚科		-	-	-	1	1	
その他		2	-	-	3	5	
先天異常		-	-	-	-	-	
精神発達	発達全体	922	-	-	27	949	
	ことば	7	-	-	-	7	
	社会性	-	-	-	-	-	
	その他	-	-	-	-	-	
保育環境問題	生活習慣	-	-	-	-	-	
	育児力の問題	15	-	-	-	15	
	健康問題	-	-	-	-	-	
	栄養・食事問題	1	-	-	-	1	
	その他	8	-	-	-	8	
その他		1	-	-	-	1	
合 計（延人数）		1,015	8	2	63	1,088	

C. 経過観察方法

（単位：人）

区分	受診者数	要経過観察者	要経過観察方法内訳（延人数）									保育問題	肥満度 15%以上
			再診※1	訪問	健康相談	子育て教室	次の健診	バンダ教室	地域療育	電話	その他※2		
総数	2,746	932	49	226	6	7	578	1	7	118	23	19	83

6) 3歳6か月児健診（歯科健診を含む）

乳幼児期最後の健診である。幼児期第2の発達の変わり目（4歳頃）に向けての準備の確認と、尿検査、視力検査を行うとともに、保護者によるささやき声検査の事前実施を通じた疾病の早期発見に努めている。また、むし歯の早期発見と予防を目的に健診と相談を実施している。

A. 受診状況及び結果（初診）

（単位：人（%））

対象者数	受診者数		受診結果		援助内訳（重複あり）			
	対象受診者	対象外受診者	発育順調	要援助	要観察	要精査	要医療	管理中
3,136 (100.0)	1,903	919	1,899 (67.3)	923 (32.7)	591	352	13	157
	2,822 (90.0)				1,113（延人数）			

B. 要継続援助内訳（初診）

（単位：人）

区 分		要観察	要精査	要医療	管理中	合計（延人数）	
身体的問題	発育問題	体重増加不良	2	1	1	-	4
		急 増	1	1	-	-	2
		肥 満	20	-	-	-	20
		低身長	2	11	3	5	21
	未熟児・SFD		-	-	-	-	-
	小児科	神経系	-	-	-	3	3
		心 臓	-	-	-	14	14
		運動発達	-	-	-	1	1
		その他	-	1	-	5	6
	整形外科	四 肢	-	3	-	3	6
		その他	-	-	-	1	1
	眼科	視機能	-	1	-	1	2
		視 力	15	217	2	6	240
		斜 視	-	8	-	2	10
		その他	-	5	-	3	8
	耳鼻咽喉科	聴 力	13	28	-	2	43
		その他	-	2	-	2	4
	泌尿器科	検 尿	182	88	7	2	279
		その他	-	1	-	1	2
	皮膚科		-	-	-	1	1
その他		-	-	-	2	2	
先 天 異 常		-	-	-	-	-	
精神発達	発達全体	418	-	-	107	525	
	ことば	-	-	-	-	-	
	社会性	-	-	-	-	-	
	その他	-	-	-	-	-	
保育環境問題	生活習慣	1	-	-	-	1	
	育児力の問題	11	-	-	-	11	
	健康問題	1	-	-	-	1	
	栄養・食事問題	3	-	-	-	3	
	その他	16	-	-	-	16	
そ の 他		1	-	-	-	1	
合 計（延人数）		686	367	13	161	1,227	

C. 経過観察方法及び肥満度 15%以上のもの

（単位：人）

区分	受診者数	要経過観察者	要経過観察方法内訳（延人数）								保育問題	肥満度 15%以上
			再診 ※1	訪問	健康相談	子育て教室	パンダ教室	地域療育	電話	その他 ※2		
総数	2,822	591	39	152	145	2	18	14	116	280	25	128

※1 再診については、健診での再診及び個別相談も含む

※2 その他の内訳：学区フォロー、電話等

D. 身体発育状況（肥満度）

（単位：人（%））

区分	受診者	-20%以下	-15%以下 -20%未満	+15%未満 -15%未満	+15%以上 +20%未満	+20%以上 +30%未満	+30%以上 +50%未満	+50%以上	測定不能
総数	2,822 (100.0)	1 (0.1)	13 (0.5)	2,672 (94.7)	89 (3.2)	33 (1.2)	5 (0.2)	1 (0.1)	8 (0.3)

E. 尿検査

（単位：人）

蛋白				糖				潜血				計	不採尿児
-	+-	+	++ ~	-	+-	+	++ ~	-	+-	+	++ ~		
2,468	132	6	2	2,608	-	-	-	2,210	341	43	12	2,606	216

F. 視力検査

(単位：人)

検査可能 児数	検査不可能 児数	計	検診結果			
			異常なし	管理中	経過観察	要精査
2,789	26	2,815	2,567	11	23	188

G. ささやき声検査

(単位：人(％))

ささやき声検査の事前実施			計	保健師再検 査実施
保護者実施あり	保護者未実施	不明		
2,359 (83.6)	463 (16.4)	0 (0.0)	2,822 (100.0)	86 (3.0)

⑤ 6か月児、12か月児観察カード

赤ちゃん手帳にとじてある観察カードを保護者に送付してもらい、健診から健診までの間の子どもの発達の様子をよりの確に把握し、問題の早期発見に努めている。また、必要に応じて相談や家庭訪問を実施している。

回収状況（平成28年4月～平成29年3月） (単位：枚(％))

	対象児数	カード返送数(率)
6か月児カード	2,836	1,122(39.6%)
12か月児カード	2,909	839(28.8%)

(11) 精神発達相談事業

① 目的

発達相談は、乳幼児健診等で発見、把握された障害児や発達上の支援を必要としている児、発達上の経過観察を要する児、または育児者からの申し込みのある乳幼児を対象に、適切な育児上の助言を行い、発達を支援する手立てを検討するため、個別に相談または訪問指導を行うものである。相談事業のスタッフは、主に発達相談員と保健師で、他に医師、栄養士、歯科衛生士等と、適宜チームを組んで相談に当たっている。

② 実施状況

表1 精神発達相談実施状況 (単位：人)

年度	H28
実人数	995
延人数	1,331
相談員数(0.5非正規)	*4
相談員一人当たり人数	248

*正規職員3, 非正規2

③ 発達相談の実施状況に関する分析

平成27年2月に子ども発達相談センターが開設されたことにより、4、5歳児の発達相談は子ども発達相談センターが担うことになり、健康推進課は主として0～3歳児までの相談を実施している。平成28年度の健康推進課で実施した個別相談の実人数は995人と昨年度に比較し282件増えている。例年に比べ特に0歳児の相談件数が増大しているが、これは10か月児健診後に1歳相談会を新たに行い、これを個別相談としてカウントしたことによる。

④ 平成 28 年度の精神発達相談事業の全般的動向

表 1 平成 28 年度に発達相談を行い処遇した障害児・発達障害児・要発達支援児の年齢別一覧（単位：人）

28 年度年齢 処遇別の 28 年度年齢児内訳	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳 以上	合計
早期療育：やまびこ・わくわく・のびのび週 5 日	7 (1)	32 (2)	37 (5)	1 (1)	-	-	77※1 (9)
療育前早期対応親子教室：3 か所	5	11	19	-	-	-	35
発達支援療育：ぼる・のびのびランド・さくらんぼ月 1・どんぐり月 2	-	16	32 (2)	-	-	-	48※1 (2)
発達支援療育：5 広場	-	53	0	-	-	-	53
保育園：障害児保育認定対象児	6	15 (1)	44 (11)	30 (7)	4 (3)	1 (1)	100※1 (23)
公立幼稚園（障害児・要発達支援児・就学申し送り実施児）	-	-	10	15	-	-	25
私立幼稚園・無認可保育園（障害・要発達支援・就学申し送り）	-	-	4	2	-	-	6
障害・発達支援 処遇児計	18	127	146	48	4	1	344
相談対象者数合計	263※2	263	308	146	11	4	995
年度年齢児数：28 年 4 月	2,922	3,017	3,116	3,110	3,142	3,216	18,523
年度年齢児中の比率	9.0%	8.7%	9.9%	4.7%	0.4%	0.1%	5.4%
相談回数合計	326	384	429	174	12	6	1,331

※1 平成 28 年度途中入所・認定児含む () 内：該当児数における途中入所児の数

※2 平成 28 年度に生まれた 0 歳児と 4 月当初 0 歳児を含む

相談対象者は特に0～2歳児で9%前後と多くなっている。そのうち、障害児、発達障害児・要発達支援児の処遇先として、3ヶ所の早期療育と3ヶ所の発達支援療育に、年間合計125名を紹介した。その他、通所の療育につながっていない障害児、発達障害児・要発達支援児については、療育前早期対応親子教室に35名、発達支援療育5広場に53名を紹介し、合計213名への早期対応ができた。また、保育園の障害認定については、平成27年度と比べて19名増の100名となっている。この要因として、平成27年度は発達相談員の欠員により相談体制が十分に取れず、平成28年度に持ち越したため、途中認定をしたケースが増えたということが考えられる。

年齢別に見ると、1歳児では263名（同年齢の8.7%）、2歳児では308名（同年齢の9.9%）の発達相談を実施し、そのうち1歳児では127名（相談対象児の48.3%）、2歳児では146名（相談対象児の47.4%）について、療育や発達支援療育、障害児保育などの処遇につながった。これは乳幼児健診等による発達課題の把握や、個別相談による障害・発達障害と要発達支援についての見極めなど、1～3歳までの早期対応につなげることを重視して行っていることによるものである。また、3歳児以降については、保育園や幼稚園での集団内における必要性に応じた発達相談に結びついている。

一方で、0歳児については263名（同年齢の9.0%）について発達相談を実施し、内18名（相談児の6.8%）が1歳児からの療育や療育前早期対応親子教室、障害児保育認定等の処遇につながったが、その他の多くは、1歳児では在宅での経過観察となっている。1歳児での処遇を難しくしている理由としては、①療育の受け皿が足りないこと、②0歳児は発達状況が変化しやすく障害・発達障害等の見極めが難しい時期であること、③低年齢では保護者には療育等の選択に対する心理的なハードルが高いことなどが考えられる。

(12) 疾病・障害の発見と把握

表1 平成28年度に総合保健センターで把握された疾病・障害について

(単位：人)

記号	障害分類	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
1	発達遅滞	16	10	3	3	-	-	-
2	発達の遅れ	50	4	17	18	9	1	1
3	対人関係に弱さのある発達遅滞	70	8	39	19	3	1	-
4	対人関係に弱さのある発達の遅れ	277	12	137	84	40	3	1
5	対人関係の弱さ	40	-	10	19	10	1	-
6	その他・行動コントロール	2	-	-	-	2	-	-
7	脳性まひ・ZKS	7	6	1	-	-	-	-
8	脳形成異常・脳血管障害	5	3	-	-	-	2	-
9	神経・筋疾患	6	2	2	1	1	-	-
10	先天性染色体異常	6	4	1	1	-	-	-
11	ダウン症候群	4	4	-	-	-	-	-
12	耳鼻咽喉科疾患（内、難聴8名）	15(8)	9(2)	-	2(2)	4(4)	-	-
13	眼科的疾患	17	7	5	1	4	-	-
14	血液疾患	2	1	1	-	-	-	-
15	整形外科的疾患	10	9	-	-	1	-	-
16	先天性心疾患	28	27	1	-	-	-	-
17	消化管疾患	5	5	-	-	-	-	-
18	代謝内分泌疾患	5	4	1	-	-	-	-
19	その他（皮膚疾患、反応性愛着障害）	27	26	-	1	-	-	-
全 体 合 計		592	141	218	149	74	8	2

① 全体的な傾向

表1は平成28年度に総合保健センターが把握した疾病・障害の一覧と年齢別人数である。平成18年度に子育て総合支援センター内発達支援療育事業「ぱるランド」と、北部子ども療育センター「わくわく教室」が開設されて以降、「障害の疑いや発達上の支援を必要とする子ども」を把握するために、障害児だけでなく、要発達支援児も含めて分析している。また、平成23年度には東部子ども療育センター「のびのび教室・のびのびランド」が開設され、発達支援療育事業「さくらんぼ」での3歳児の対応がなされるようになった。さらには平成28年度から子育て総合支援センター主催の発達支援療育事業「どんぐり」が実施されることになり、従来では在宅経過観察となっていた対象児の療育での紹介枠が増えたことで、積極的に次年度の療育につなげるために相談を重ね、要発達支援児の把握数が増えている。

把握した疾病・障害内容としては、表中の記号1から6に示した発達障害児・要発達支援児が全体数の76%を占めている。また、「対人関係に弱さのある発達遅滞」「対人関係に弱さのある発達の遅れ」「対人関係の弱さ」といった社会性に関する課題のある児が多い。平成24年度から眼科的疾患の把握数が減っているが、3歳6か月児健診の視力検査の結果から医療機関受診を勧めても、以前のように紹介状を発行していない場合が多く、受診・診断結果のすべてが医療機関より本課へ返却される仕組みがないため全体数が把握できていないことが一因と考えられる。疾病・障害の把握数を年齢別にみると、0歳児、1歳児での把握が多くを占めており、例年どおりの割合で疾病・障害の早期発見が実現されている。

② 疾病・障害の発見と把握における乳幼児健診が果たす役割

表 2 疾病や障害が当センターで把握・発見にいたった経路と健診の一覧

(単位：人)

記号	障害分類	全体合計	ハイ リス ク連 絡	4か 月児 健診	赤ち ゃん 相談 会	10か 月児 健診	1歳9 か月 児健 診	2歳6 か月 児健 診	3歳6 か月 児健 診	その 他連 絡
1	発達遅滞	16	6	-	3	3	-	-	-	4
2	発達の遅れ	50	12	-	1	15	11	5	-	6
3	対人関係に弱さのある発達遅滞	70	5	-	1	34	16	3	1	10
4	対人関係に弱さのある発達の遅れ	277	22	5	4	105	76	24	12	29
5	対人関係の弱さ	40	2	-	-	10	7	6	3	12
6	その他・行動コントロール	2	-	-	-	1	1	-	-	-
7	脳性まひ・ZKS	7	1	-	1	2	-	-	-	3
8	脳形成異常・脳血管障害	5	3	1	-	-	-	-	-	1
9	神経・筋疾患	6	1	-	-	2	1	1	-	1
10	先天性染色体異常	6	5	-	-	-	-	1	-	-
11	ダウン症候群	4	2	-	-	-	-	-	-	2
12	耳鼻咽喉科疾患（内、難聴8名）	15(8)	4(1)	5(1)	-	1(1)	-	-	4(4)	1(1)
13	眼科的疾患	17	1	4	-	4	2	1	5	-
14	血液疾患	2	-	-	-	-	1	-	-	1
15	整形外科的疾患	10	3	3	-	2	-	-	1	1
16	先天性心疾患	28	10	7	1	8	-	-	-	2
17	消化管疾患	5	1	3	-	-	-	-	-	1
18	代謝内分泌疾患	5	2	2	-	-	-	1	-	-
19	その他(皮膚疾患等)	27	8	14	-	5	-	-	-	-
全 体 合 計		592	88	44	11	192	115	42	26	74

表 2 は表 1 の総合保健センターで把握した疾病・障害が、どのような乳幼児健診やその他の把握経路で把握・発見されたかを示したものである。この把握・発見とは、当センターが乳幼児健診で直接診断したということではなく、医療機関や他機関からの連絡で当センターに紹介されて把握した場合と、当センターの健診で把握され、疾病・障害が疑われて紹介した医療機関で診断された、あるいは経過観察が開始されたことを示す。今年度は、把握総数 592 人の 70.8%にあたる 419 人が乳幼児健診で把握・発見されている。

ハイリスク連絡による把握が合計で 88 名と年々増加傾向にある（26 年度 49 名、27 年度 67 名）。これは全体にハイリスク妊産婦・新生児として把握する数の増加傾向と連動していると考えられる。4 か月児健診は、医療機関委託のため、4 か月児健診受診票の結果から総合保健センターとしての把握となるが、様々な先天性の疾患の把握がここでなされている。また、定額の遅れや姿勢反射の結果、保護者の育児上の主訴から、子どもの育てにくさの把握へとつなげる視点を持ち、発達の遅れや対人関係の弱さなどの障害の予兆の早期把握の場となっている。10 か月児健診では、「対人関係に弱さのある発達の遅れ」「対人関係に弱さのある発達遅滞」の 4 割近くがこの健診で把握されている。その次に「発達の遅れ」「発達遅滞」の発見が多い。また、今年度から 10 か月児健診後の相談を 1 歳相談会として各エリアで実施することで確実なフォローを行い、子育て総合支援センターゆめっこが実施している育ちあい広場「ゆめそだち」との連携を強化し、1 歳前半の親子への支援を充実させてきた。1

歳 9 か月児健診では「対人関係に弱さのある発達の遅れ」「対人関係に弱さのある発達遅滞」「発達の遅れ」「発達遅滞」等のうち 3 割程度を新たに把握している。10 か月児健診での障害の早期発見から支援が始まり、健診を通じて早期対応につながるよう個別相談につないでおり、療育や障害児保育へ導く健診として機能している。2 歳 6 か月児健診では「発達の遅れ」「対人関係に弱さのある発達の遅れ」「対人関係の弱さ」など、発達の遅れは大きくないが経過観察や処遇検討が必要な児も把握されている。3 歳 6 か月児健診では、最後の集団健診として、「発達の遅れ」「対人関係に弱さのある発達の遅れ」の発達障害を中心とした障害の見落としがないように努めている。また、最後の乳幼児健診の場として子ども発達相談センター等への相談の移行をスムーズにしていけるような工夫が求められる。

③ 障害の把握から早期対応、療育、等への紹介について

表 3 平成 28 年度中に健診や発達相談等をへて、療育等の紹介や処遇にいたった場合の処遇先

記号	障害分類	①早期療育※1	②療育前早期対応 親子教室	③発達支援療育事 業※1	④発達支援療育事 業5広場	⑤保育園(障害児保 育)※1	⑥幼稚園(就園相 談・私学助成)	在宅継続相談	在園継続相談	盲・聾学校	転出・その他(就 学・市外園)	合計
1	発達遅滞	2	1	-	-	4	-	4	4	-	1	16
2	発達の遅れ	1	2	1	4	4	-	10	23	-	5	50
3	対人関係に弱さのある 発達遅滞	21	8	-	-	13	2	14	9	-	3	70
4	対人関係に弱さのある 発達の遅れ	5	8	27	39	24	13	65	91	-	5	277
5	対人関係の弱さ	-	-	4	2	-	2	8	22	-	2	40
6	その他・行動コントロ ール	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2
	(A)発達障害合計	29	19	32	45	45	17	101	151	0	16	455
7	脳性まひ・ZKS	-	2	-	-	-	-	3	2	-	-	7
8	脳形成異常・脳血管障 害	-	1	-	-	1	-	2	1	-	-	5
9	神経・筋疾患	-	1	-	-	1	-	3	-	-	1	6
10	先天性染色体異常	2	-	-	-	-	-	4	-	-	-	6
11	ダウン症候群	1	-	-	-	-	-	3	-	-	-	4
12	耳鼻咽喉科疾患 (内、難聴 8 名)	1(1)	-	-	-	3(3)	-	9(2)	2(2)	-	-	15(8)
	(B)器質的障害 合計	4	4	0	0	5	0	24	5	0	1	43
	発達障害器質的障害 (A+B)合計	33	23	32	45	50	17	125	156	0	17	498

※1 平成 28 年度途中処遇児も含む

図 1

平成28年度 大津市における障害児施策・発達支援システム

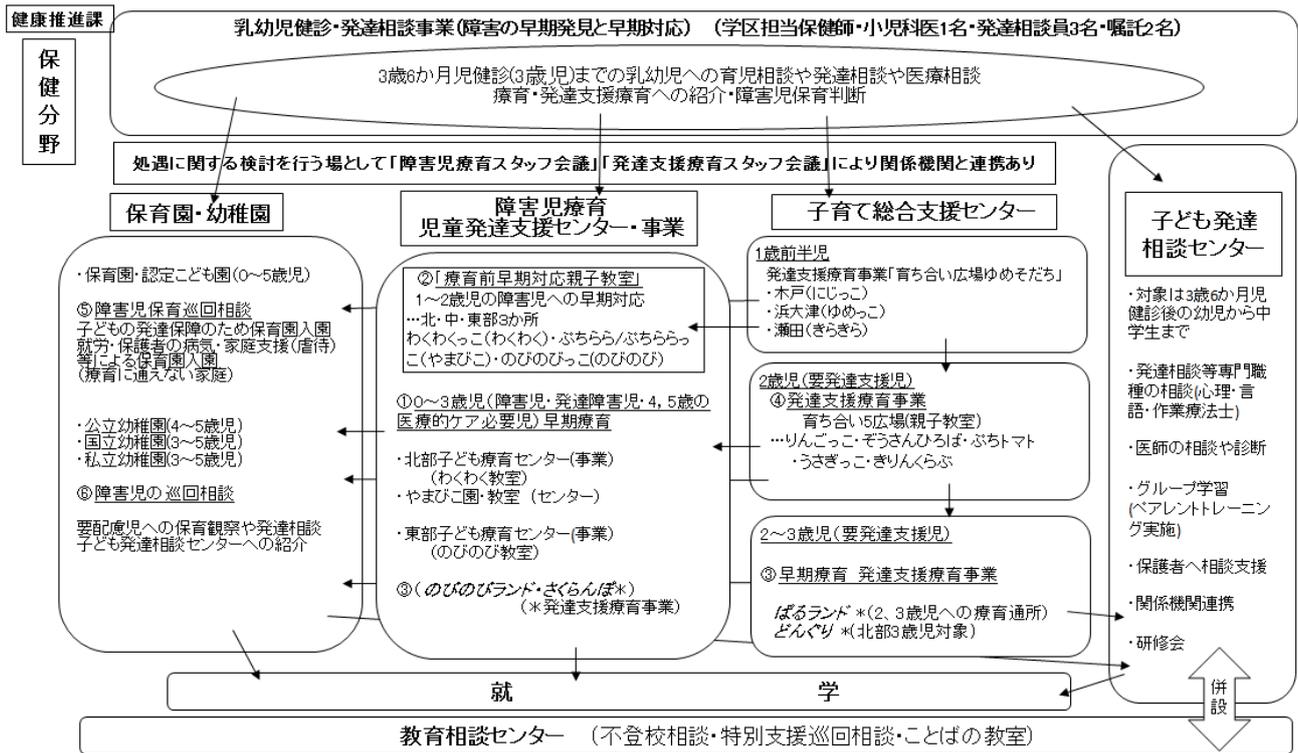


表 3 は、平成 28 年度に把握された継続的対応が必要な障害児について、平成 28 年度途中の処遇及び、平成 29 年度 4 月 1 日の処遇状況を示したものである。(処遇先については、(11)精神発達事業④を参照) また、大津市の障害児施策の現状については図 1 のようになっている。

平成 28 年度に障害が発見された 498 名のうち施策の利用につながった割合は 40.2% (200 人) である (表中①～⑥の施策)。やまびこ園・教室で平成 28 年度後半から新に医療的ケア児や肢体不自由児の 0,1 歳児を対象に早期対応親子教室「ぷちららっこ」を月 1 回実施し、親子で安心して通える場があることで療育へのスムーズな移行につながっており、一層の充実が求められる。

平成 28 年度の継続相談中の子どものうち、在宅児は 125 名、在園児 156 名の計 281 名で、これは全体数の約 5 割となり昨年度と大差はない。今年度は在園児数が在宅児を越えており、ここ数年、新規保育園やこども園の開園がすすみ、すでに集団利用を開始している児の相談が増加し続ける傾向にある。

継続相談児の対象としては、要発達支援児が多く、ここ数年 2、3 歳児の支援の拡充が実現されてきたが、年度初めにスタートする療育・発達支援療育の多くは年度途中の入所が難しく、継続相談対象児の多くは年度内での処遇につなげることができないことや、1 歳児での処遇先が限られることなどが引き続き検討課題である。

今後、平成32年度には公立幼稚園の3年保育が本格実施されるため、療育の対象児の中心は1～2歳児へとシフトしていく可能性が高い。特に1歳9か月児健診前後から個別相談での経過観察のみならず、タイムリーなグループ指導等により保護者が主体的に療育を選択していける仕組みづくり等が今後の重点課題である。

(13) 母子健康教育

① 内容

- 1) 乳幼児の子育てや健康増進に関すること
- 2) 母性保健に関すること
- 3) 思春期保健に関すること

② 対象

乳幼児期の子どもとその親、妊産婦と夫、思春期の子どもとその保護者等

③ 実施結果（内容別）

1) 参加者数・実施回数

(単位：組、回)

内 訳	総数	※1 母子健康教育(子育て)		※2 母性健康教育 (妊婦のつどい) (両親教室)	思春期 教育	母子栄養 (離乳食・ 肥満予防)
		行政主催	地域主催			
参加者組数	4,556	2,136	815	474	706	425
回数 (再掲健康推進課主催)	251(59)	130	62	32(32)	4(4)	23(23)

※1. 「行政主催」は健康推進課が主催した教室と、児童館、幼稚園、保育園等で、公的機関が主催の教室に保健師が参加したもの。

「地域主催」は民生委員児童委員協議会、健康推進員、社会福祉協議会、母親等が主催し保健師が参加したもの。

※2. 妊婦のつどい、両親教室（初めてのパパママ教室）、思春期教育（性に関する健康教育）、母子栄養教室の内容は各事業の報告参照

④ 親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた！”(BPプログラム)

乳幼児と接する機会がほとんどなく、わが子が生まれてはじめて赤ちゃんを抱くという親が多くなっており、育ちの中で子どもの発達や子育てについて学ぶ機会は少なくなっている。発達を含めた子育てを学ぶことや仲間づくりを目的に、平成26年度よりBPプログラムを開催している。

対象者：初めて育児をする生後2～4ヶ月までの子どもの母親

開催回数・会場：1クール4回を年間8クール。瀬田市民センター、明日都浜大津で各3クール、北部図書館で1クール、膳所児童館で1クール実施

参加状況：参加者 145組 延べ510組参加

実施は特定非営利活動法人 子育てネットワーク志賀うりぼうに委託、及び、直営で実施している。

⑤ 妊婦のつどい

平成10年度は地域産業保健センター事業内の母性健康管理相談事業との合同実施としてモデル的に実施した。平成11年度からは市単独事業として実施している。参加無料。

実施状況：各すこやか相談所管内の会場で計20回実施

内 容：自己紹介ゲームを通してリラックスした雰囲気作りと自己紹介を行った後、参加者の居住学区別のグループトークで妊娠・出産・育児についての悩みや情報交換を行い、その中で出た疑問や不安な点を解決するために、助産師による回答及びアドバイスがある。保健師から母子保健サービスの紹介を行い、保健師やすこやか相談所が身近に相談・利用できる存在であることを知ってもらえるようにしている。また、今後の育児仲間づくりに役立ててもらうためにアドレス交換や、教室評価や妊婦自身が自分の疑問点、感想などを整理、確認できるようアンケートを実施している。

参加人数：159人・年20回(うち、多胎妊婦のつどい2回6人、高齢妊婦のつどい1回11人)

⑥ 両親教室（初めてのパパママ教室）

平成 11 年度に少子化対策特例交付金事業として実施し、市民のニーズが高いことから、平成 12 年度以降は市単独事業として実施し、平成 25 年度より滋賀県助産師会に委託して実施している。参加費用 1 組 1,000 円。

対 象：市内在住の第 1 子を妊娠中の妊婦とそのパートナー（基本的にペアでの参加）

内 容：参加体験型の教室となっており、妊婦生活を疑似体験できる妊婦体験ジャケットの装着、赤ちゃん人形を利用して赤ちゃんの抱っこ体験や沐浴実習を行なう。また、助産師による周産期の母体の変化・新生児の子育て、父親の育児参加についての講話、保健師による母子保健サービスの紹介を行い、保健師・すこやか相談所が身近に相談・利用できる存在であることを知ってもらえるようにしている。

今後の育児仲間づくりに役立ててもらうために、父母別のグループトークの時間を設け、アドレス交換や、教室評価や妊婦・そのパートナー自身が、自分の疑問点・感想などを整理・確認できるようアンケートを実施している。

参加人数：1 回の定員 30 組。総参加者数は 315 組 630 人・年 12 回。

⑦ 性に関する健康教育

平成 11 年度に少子化対策臨時特例交付金事業として実施し、平成 12 年度からは市単独事業として引き続き実施している。

内 容：中学校、高校、大学への出前健康教育、アンケートによる実態調査、教材の貸し出し

健康教育実施状況：市内中学校 1 校：志賀

市内高等学校 2 校：大津、清陵高校馬場分校

市内大学 1 校：滋賀短期

思春期健康教育事業報告

区分	中学校	高校	P T A	大学	備考
平成 28 年	1 校	2 校	—	1 校	

（14）母子栄養対策

① 小児肥満予防教室（パンダ教室）

1) 目的

幼児期は、食行動を含めた生活習慣の基礎づくりとして大切な時期である。また、自我の充実、社会性の育ちとともに、保護者にとっては集団生活を送るうえで新たな悩みがでてくる時期でもある。そこで、食生活を含めた生活習慣や育児について悩みを共有する中で生活全体を見直し、問題点に気づき、改善へのきっかけづくりの場とする。そして、将来の学童肥満、生活習慣病の予防を図っていくこととする。

2) テーマ：「いきいき遊んで、いきいき食べよう」

3) 対象：3 歳 6 か月児健診時、肥満度 20%以上、体重の伸びが大きい、又は育児者の悩みが大きいなど生活全般にわたり指導が必要と考えられる児。また、保育園、幼稚園、認定こども園から必要と判断された児。

4) 実施回数及び内容とねらい

実施回数：年間 1 回

内 容：親子遊び・リズム遊びなど
保護者のみ…講話（小児科医師、栄養士）
小児科医師による個別の診察・相談

5) 参加状況

(単位：組、%)

区 分	対象組数	参加組数	参加率
10月26日	22	10	45.5

② 離乳食教室（ひよっこ）

1) 目的

乳児にとって離乳食の開始は、乳汁以外の食品から栄養素の摂取が可能になり、消化吸収力や咀嚼機能の獲得、精神発達の助長の面からも重要である。一方、母親にとってこの時期は、離乳食開始に伴う不安、授乳トラブル、体重増加不良など育児全体につまづいたり、自信を失いやすい時期でもある。このような母親に対し、離乳食の開始や進め方を支援するとともに、親同士の情報交換、仲間づくりを応援することを目的とする。

2) 対象：第1子で、教室開催時に4か月から7か月未満の乳児をもつ保護者

3) 実施回数及び内容

実施回数：7会場で年間22回

内 容：赤ちゃん体操の指導、離乳食の話、グループワーク

4) 参加状況

場所	日程	参加(組)	ブロック別集計
総合保健センター	4月22日	27	4回計91組 平均参加組数22.8組
	7月22日	29	
	10月28日	16	
	1月20日	19	
和邇すこやか相談所	7月11日	12	2回計29組 平均参加組数14.5組
	12月1日	17	
堅田市民センター	5月30日	17	3回計47組 平均参加組数15.7組
	10月6日	13	
	2月24日	17	
比叡ふれあいセンター (坂本児童館)	6月17日	18	3回計45組 平均参加組数15.0組
	11月10日	12	
	3月17日	15	
膳所児童館	5月12日	22	3回計50組 平均参加組数16.7組
	9月16日	15	
	12月16日	13	
南すこやか相談所	8月29日	12	2回計25組 平均参加組数12.5組
	2月13日	13	
瀬田市民センター	6月24日	23	5回計128組 平均参加組数25.6組
	9月30日	24	
	11月21日	33	
	1月12日	21	
	3月9日	27	
合 計		415	

③ 栄養指導状況

(単位：人)

	個別指導												個別 集計	集団指導 健康教育
	赤ちゃん 相談会	明日都 相談会	10か月 児健診	1歳9か 月児健 診	2歳6か 月児健 診	3歳6か 月児健 診	来所相談			訪問相談				
							乳児	幼児	その他	乳児	幼児	その他		
合計	262	-	460	54	4	41	1	4	-	2	1	-	829	-

(15) 不妊治療費助成事業、不育症治療費助成事業と不妊・不育症相談事業

① 一般不妊治療費助成事業

厚生労働省の推計によると夫婦7組に1組が不妊に悩んでいると言われている。不妊に悩み、不妊治療を受けている夫婦が増加している中で、不妊治療は身体的、精神的負担のみならず、経済的負担も強いることとなっていることから、こうした負担の軽減を図るため、平成19年度から事業を開始した。平成20年度から運用上申請期日を年度末から1月末に変更し、これに合わせて助成期間の見直しや必要書類の見直しも行った。また、平成26年度には、対象者の見直しも行った。平成28年度より、妻の治療開始年齢を43歳までとした。

助成対象治療：健康保険適用の不妊検査と不妊治療及び人工授精

助成額：対象治療に要した年間自己負担額の1/2で、1年度あたり上限5万円

申請件数：323件（前年比108%）

交付決定件数：323件（前年比108%）

② 不妊に悩む方への特定治療支援事業

特定不妊治療は保険が適用されず、1回の治療費が高額で経済的負担が大きいことから、特定不妊治療費助成金として国と市が公費負担し、経済的負担の軽減を図っている。平成21年4月から中核市移行に伴い、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱、大津市特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づき、保健所業務として実施している。平成23年度より、国の制度改正に伴い、不妊に悩む方への特定治療支援事業に名称が変更となった。

助成対象治療：指定医療機関で受けた保険外診療の体外受精・顕微授精

助成対象者：特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であって、夫及び妻の前年所得の合計額が730万円未満であること。妻の治療開始年齢43歳までとし、開始年齢に応じて回数が変わった。

助成額：平成28年1月20日より初回治療が30万円に拡大（治療内容区分C、F除く）男性不妊治療の助成額は、上限15万円までに拡大（条件あり）。助成回数は通算5年度まで。国の制度改正に伴い、平成25年4月以降に治療を終えた「治療内容区分C及びF」については1回の治療につき上限7万5千円とする。

申請件数：462件

交付決定件数：447件

交付実人数：259人

③ 不育症治療費助成事業

妊娠はするけれども、流産（妊娠22週未満の分娩）や早産を繰り返し生児を得ることができない場合、不育症と呼ばれる。不育症治療は身体的、精神的負担のみならず経済的負担も強いることとなっていることから、こうした負担の軽減を図るため、平成25年度から事業を開始した。

助成対象治療：産婦人科を標榜する医療機関での不育症検査と治療

助成対象者：不育症検査・治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であって、夫及び妻の前年所得の合計額が730万円未満であること。

助成額：1年度につき

①検査費と治療費の医療保険適用分の本人負担額の2分の1で上限額5万円

②検査費の医療保険適用外分の本人負担額の全額で上限額10万円

通算5年度まで。（助成金の交付を受けなかった年度を除く）

申請件数：保険適用分7件、保険適用外分6件

交付決定件数：保険適用分7件、保険適用外分6件

交付実人数：7人

④ 大津市総合保健センターにおける不妊・不育症相談

平成 19 年 4 月から一般不妊治療費助成事業と同時に、不妊相談を実施している。また、平成 25 年度から不育症治療費助成事業と同時に、不育症相談も実施している。不妊・不育症治療者の多くは、精神的苦痛、経済的困難、不妊・不育症治療の情報不足、職場の理解不足などに悩んでいるため、不妊・不育症治療に関する適切な情報の提供を行い、また不妊・不育症に関する様々な悩みを相談することで精神的ストレスの緩和を図り、自己尊重感を高めることができるよう支援している。今後は相談事業を必要な市民に利用していただくために、パンフレット等を作成し周知・啓発に努める。

面接相談：6 人・年 6 回実施、電話相談：2 人・年 6 回実施、メール相談：0 件

(16) 多胎児家庭育児支援事業

現在、本市では年間 30～40 組の多胎児が出生している。多胎児の多くは早産・低出生体重児等のハイリスク児として生まれてくるため定期的な病院受診や発育支援のためのリハビリ通院などを行っている。こうしたことから、実際の育児を手助けしてくれるヘルパーやベビーシッターによる人的サポートが必要である。また、養育者の育児負担や精神的ストレス等により、虐待ケースにつながる可能性があり、子育てに対しての不安、孤立感等を解消するために育児支援・外出支援を行っている。

訪問実家庭数：34 件

訪問延べ家庭数：763 件

委託事業者：8 事業所

(17) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

この事業は、中核市移行に伴う保健所業務として、平成 21 年度から児童福祉法、大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則及び大津市小児慢性特定疾病審査会条例に基づき、実施している。

① 目的

小児慢性疾病のうち、小児がんなど特定の疾病については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となることからその治療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担軽減に資するため、医療費の自己負担分を補助するもの。平成 27 年 1 月より、国の制度改正に伴い、小児慢性特定疾病医療費助成制度に名称が変更となり、対象疾病等が変更された。

② 概要

厚生労働大臣が定める慢性疾患（14 疾患群、704 疾病）を持つ児童に対し、その治療にかかった費用（医療費から医療保険を除いた自己負担分。ただし、所得に応じた自己負担金が必要）を国と市が公費負担する。

③ 対象

18 歳未満の児童（18 歳到達時点において既に対象となっている者で、引き続き治療が必要と認められた場合 20 歳到達まで延長できる）

④ 給付状況

給付実人数 417 人

⑤ 小児慢性特定疾病審査会の開催

協議会は学識経験者 6 名で構成され、対象患者の認定審査に関する事、治療方法に関する動向の検討及び小児慢性特定疾患治療研究事業の評価に関する事、事業実施について必要な事項に関する事を検討する。平成 28 年度は認定審査会を 27 回、全体会を 1 回開催し、認定審査基準の確認と審査会の持ち方について検討した。

(18) 子ども発達相談センター

① 目的

発達障害者支援法に基づき、発達障害への早期対応を目的とし、専門的な相談と支援を行う。具体的には、発達障害（発達障害の定義は、発達障害者支援法に基づくものである。）及びその可能性のある子どもへの相談を実施することで、二次障害を予防し、子どもへの適切な支援がなされるように、専門職種による相談と診断、保護者支援、関係機関との連携、研修会などを行い、子どもと保護者への支援を行い、それによってその福祉の増進を図るものである。

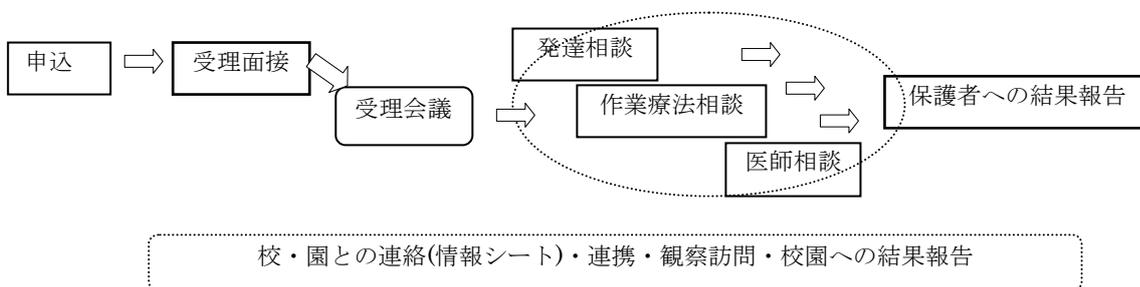
さらに、このセンターは、大津市の福祉・保健・教育の三部局が連携し、子どもの発達に関する窓口の必要性を踏まえて協議して開設に至った。そのためセンターは、乳幼児から学齢期まで途切れることのない支援体制を整えるための調査・研究を行い、関係各機関と連携しながら施策提案をすすめる役割も担っている。

② 対象

大津市に在住する3歳6か月児健診終了後の幼児から中学生までの子どもとその保護者を対象とする。主に発達障害及びその可能性のある発達支援を要する子どもを対象とする。

③ 相談内容

子どもの発達に関する保護者からの相談に対して、子どもの発達、特性、環境要因を総合した評価を行い子どもの理解をすすめ、対応や支援のあり方について、保護者への助言と指導を行うものである。また、保護者に利用できる施策や制度についての助言を行う。そのために、以下のような業務の流れで相談対応を行っている。（図参照）



※必要に応じて検査の内容や専門職種の相談、観察等のプランを立てながら実施

④ 実績

1) 平成 28 年度の相談・連携延べ件数

相談支援内容	2～5 歳児	小学生	中学生	計
受理面接	157	268	58	483
発達相談	397	726	191	1,314
医療相談	36	434	120	590
保護者学習会（グループ）	55	131	0	186
保護者相談	124	329	67	520
作業療法相談	62	142	7	211
相談同席	70	98	5	173
観察訪問	107	88	4	199
関係機関連携	387	928	239	1,554
合計	1,395	3,144	691	5,230

※報告書作成件数（保護者用報告書、紹介状、紹介状返答、申し送りなどの文書） 764 件

2) 利用児の状況

相談実人数 794人 相談支援のべ件数 5,230件

1人あたり6.6回の支援 月平均 45.9件の新規申込

小2にピークがあり、次は、5歳児の順で多く、小1、小3、小4がほぼ同じ人数であった。

3) 相談の主訴(重複)

「対人関係」「学習面」「こだわり」の3つが上位を占めているが、年齢によって主訴の違いがある。幼児期は、対人関係、こだわり、小学校低学年は、対人関係と学習面、高学年は、学習面と対人関係、中学校では、対人関係と登校しぶり(不登校傾向含む)および学習面が多い。

4) 連携校園数

公立小・附属小・私立小・公立中・私立中(市外の私立校も含む) -55校

公私幼稚園・公民保育園・こども園(市外園も含む) -74園

5) 研修会

5回実施(外部講師2名・内部講師3名) 合計249人の参加

6) 保護者学習会

「定例会」 29回 (実人数 30人 のべ人数 119人)

「全体会」 3回 「また会おう会」 6回(前年度対象者分2回含む) 合計38回